（様式第18）（第19条関係）

令和　　年　　月　　日

東京都知事殿

申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職・氏名

令和７年度ＳＤＧｓファイナンス促進支援事業補助金(ソーシャルファイナンス)

資金調達等支援状況報告書

資金調達等支援業務を行ったソーシャルボンドについて、資金調達が完了しましたので、令和７年度ＳＤＧｓファイナンス促進支援事業補助金（令和７年　月　日７産労総国第　号。以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、報告します。

支援対象事業者の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者TEL |  |
| 担当者E-Mail |  |

１．ガイドライン、適合性報告シート

　発行等支援業務を行ったソーシャルファイナンスについて、下記のとおり、金融庁が作成する最新のガイドラインと適合することを確認しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 該当箇所 | べきである／望ましい | ✓ |
| Ａ.ソーシャルファイナンスの「核となる要素」 | |  | |
| １．調達資金の使途 | |  | |
|  ソーシャルファイナンスによる調達資金は、ソーシャルプロジェクトに充当されるべきである。 | Ａ.１．－① | べきである |  |
|  調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果を有するべきである。当該社会的な効果は、発行体が評価すべきである。 | Ａ.１．－② | べきである |  |
|  ソーシャルプロジェクトの社会的な効果は、可能な場合には、定量化することが望ましい。 | Ａ.１．－② | 望ましい |  |
|  ソーシャルプロジェクトが対処する社会的課題は、当該社会において客観的に認識されている課題であるべきである。 | Ａ.１．－③ | べきである |  |
|  発行体は、社会的な持続可能性に関する自らの包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR戦略等）を踏まえた上で、対処する社会的課題及び具体的なソーシャルプロジェクトを特定することが望ましい。 | Ａ.１．－④ | 望ましい |  |
|  ソーシャルプロジェクトの「対象となる人々」が一般の大衆（general public）である場合、一般の大衆のうち、当該プロジェクトによって特に裨益する人々のセグメントを特定することが望ましい。 | Ａ.１．－⑦ | 望ましい |  |
|  調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明されるべきである。 | Ａ.１．－⑨ | べきである |  |
|  調達資金の使途の投資家への説明は、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」を示して行うべきである。 | Ａ.１．－⑩ | べきである |  |
|  調達資金の使途の投資家への説明において、「事業区分」の細目、事業の詳細や「対象となる人々」をターゲットとする理由を説明することが望ましい。可能な場合には、ソーシャルプロジェクト（及び、該当する場合は発行体）がSDGsの特定のゴールやターゲットに適合していることを示すことが望ましい。 | Ａ.１．－⑩ | 望ましい |  |
|  調達資金の使途となる個別のソーシャルプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該ソーシャルプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | Ａ.１．－⑪ | 望ましい |  |
|  ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的な効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。 | Ａ.１．－⑫ | べきである |  |
|  調達資金がリファイナンスに充当される場合は、①ソーシャルファイナンスにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）及び②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されるのかについては、投資家向けの説明に含めることが望ましい。 | Ａ.１．－⑬ | 望ましい |  |
|  調達資金がリファイナンスに充当される場合は、その対象となるソーシャルプロジェクトについて、ルックバック期間（既に開始されているプロジェクトについて、リファイナンスを充当する対象期間をいう。）を示すことが望ましい。 | Ａ.１．－⑬ | 望ましい |  |
|  長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のソーシャルファイナンスの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、社会的な効果の持続性について評価し、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。 | Ａ.１．－⑬ | べきである |  |
|  リファイナンスを行うにあたり、リファイナンス実施時点で既に実現した社会的な効果がある場合は、当該効果を含めて評価することが望ましい。 | Ａ.１．－⑬ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２．プロジェクトの評価及び選定のプロセス | | | |
|  発行体は、発行体が当該ソーシャルファイナンスを通じて実現しようとする社会的な目標（Objective）及び調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトが社会的な目標に合致すると判断する際のプロセス（Process）の概要を、事前に投資家に説明すべきである。 | Ａ.２．－① | べきである |  |
|  発行体は、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準（Criteria）について、事前に投資家に説明することが望ましい。 | Ａ.２．－① | 望ましい |  |
|  ソーシャルファイナンスにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定している場合でも、①発行体が当該ソーシャルファイナンスを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスについては、事前に投資家に説明すべきである。 | Ａ.２．－② | べきである |  |
| ソーシャルファイナンスにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定していない場合（①自らの一定の「事業区分」に属するソーシャルプロジェクトに係る資金調達をするためソーシャルファイナンスを発行する場合、②金融機関等が多数のソーシャルプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合等）には、発行体は、①発行体が当該ソーシャルファイナンスを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスを決定し、事前に投資家に説明すべきであるが、この場合、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準を定めた上で説明することが望ましい。 | Ａ.２．－③ | べきである |  |
| 望ましい |  |
|  規準は、プロジェクトの社会的な効果の開示に用いる指標等と整合的に説明されることが望ましい。 | Ａ.２．－⑥ | 望ましい |  |
|  ソーシャルプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する社会的な基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。 | Ａ.２．－⑦ | 望ましい |  |
|  ソーシャルプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、ESG担当部署その他の専門的知見を有する部署や外部機関が関与し、当該部署等がプロジェクトの選定に係る一次判断の妥当性をチェックした上で発行体としての最終判断を行うなど、社会的な観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | Ａ.２．－⑨ | 望ましい |  |
|  発行体は、社会的な目標、規準及びプロセスに関する情報を、社会的な持続可能性に関する発行体の包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。また、発行後も投資家の求めに応じて説明することが望ましい。 | Ａ.２．－⑩ | 望ましい |  |
|  発行体は、ソーシャルプロジェクトの評価・選定のプロセスを補足するため、環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのあるソーシャルプロジェクトの環境・社会的リスクを特定し、管理する方法を、事前に投資家に説明すべきである。 | Ａ.２．－⑪ | べきである |  |
|  発行体は、ソーシャルプロジェクトが重大な環境・社会的リスクを有する場合、当該リスクの緩和策を定めておくことが望ましい。 | Ａ.２．－⑫ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３．調達資金の管理 |  |  | |
|  調達資金の全額又はそれと同等の金額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。 | Ａ.３．－① | べきである |  |
|  ソーシャルファイナンスが償還されるまでの間、ソーシャルプロジェクトへの充当額がソーシャルファイナンスによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はソーシャルプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、ソーシャルファイナンスによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的（少なくとも１年に１回）に確認すべきである。 | Ａ.３．－② | べきである |  |
|  未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明すべきである。また、未充当資金を早期にソーシャルプロジェクトに充当するよう努めるべきである。 | Ａ.３．－② | べきである |  |
|  ソーシャルファイナンスの発行後、調達資金の管理やソーシャルプロジェクトへの充当が、発行体が事前に定めた方法で適切に行われているか、監査法人その他の第三者を活用して検証することが望ましい。 | Ａ.３．－③ | 望ましい |  |
|  調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | Ａ.３．－⑥ | べきである |  |
|  調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。 | Ａ.３．－⑦ | 望ましい |  |
|  調達資金は、早期にソーシャルプロジェクトに充当することが望ましく、合理的な理由なく充当しないことは避けなければならない。 | Ａ.３．－⑧ | 望ましい |  |
|  未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | Ａ.３．－⑨ | べきである |  |
|  未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。 | Ａ.３．－⑩ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４．レポーティング |  |  | |
|  ソーシャルファイナンス発行後に、ソーシャルファイナンスによる調達資金の使用状況に関する最新の情報及びソーシャルプロジェクトの社会的効果について一般に開示するべきである。 | Ａ.４．－① | べきである |  |
|  全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも１年に１回、また、大きな状況の変化があった場合はその都度、資金の使用状況を開示すべきである。全ての資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には適時開示すべきである。 | Ａ.４．－② | べきである |  |
|  開示事項には、以下の項目が含まれるべきである。  ・調達資金を充当したソーシャルプロジェクトのリスト  ・各ソーシャルプロジェクトの概要（進捗状況を含む。）  ・各ソーシャルプロジェクトに充当した資金の額  ・各ソーシャルプロジェクトがもたらすことが期待される社会的な効果  ・未充当資金の金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法 | Ａ.４．－③ | べきである |  |
|  調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示事項には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されたのかが含まれることが望ましい。 | Ａ.４．－④ | 望ましい |  |
|  開示は個別のソーシャルプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、プロジェクト数が多い場合等、情報を集約した形式で行うことも考えられる。 | Ａ.４．－⑤ | 望ましい |  |
|  社会的な効果の開示に当たっては、「社会的な目標」及び「規準」との整合性や、ソーシャルプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。 | Ａ.４．－⑦ | べきである |  |
|  社会的な効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。定量化が難しい場合や、定量的な指標のみでは十分に社会的な効果を示すことが難しい場合には、定性的な表現も用いて当該効果を説明することが望ましい。 | Ａ.４．－⑧ | 望ましい |  |
|  実現した社会的な効果をモニタリングできる場合、実現した効果を開示事項に含めることが望ましい。また、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果については、債券の償還期限までの間、開示することが望ましい。 | Ａ.４．－⑨ | 望ましい |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 該当箇所 | べきである／  望ましい | ✓ |
| Ｂ.ソーシャルファイナンスの「重要な推奨項目」 | | | |
| １．ソーシャルファイナンス発行のためのフレームワーク | | | |
|  発行体は、ソーシャルファイナンス発行のためのフレームワークを作成して、又は目論見書などの法定書類その他の書類によって、ソーシャルファイナンスが４つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、並びにレポーティング）に適合していることを、投資家に説明すべきである。 | Ｂ.１．－① | べきである |  |
|  発行体は、このようなフレームワーク等の書類を一般に開示するべきである。 | Ｂ.１．－① | べきである |  |
|  発行体は、ソーシャルファイナンス発行のためのフレームワー  クにおいて、自らの包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って投資家に説明することが望ましい。 | Ｂ.１．－② | 望ましい |  |

２．ソーシャルファイナンスの資金調達概要報告シート

資金調達支援業務を行ったソーシャルファイナンスについて、下記のとおり報告します。

１．資金調達情報概要

|  |  |
| --- | --- |
| ソーシャルファイナンスの名称 |  |
| 発行体/借り手名・　　　　　支援対象事業者名 |  |
| 発行/調達金額・発行/調達通貨 |  |
| 条件決定日・  発行/調達日 |  |
| 利率 |  |
| その他条件等 |  |
| 利払日 |  |
| 償還期日（・年限） |  |
| 信用格付 |  |
| 引受幹事会社 |  |
| 公表フレームワークURL |  |

２．ソーシャルファイナンスの概要/フレームワーク等情報

|  |
| --- |
| ソーシャルプロジェクトの規模 |
| 億円 |
| ソーシャルプロジェクトの内容（別紙での説明も可） |
| （ソーシャルプロジェクトの種類） |
| （ソーシャルプロジェクトの内容） |
| プロジェクトを実行する地域 |
|  |
| 期待する便益・効果 |
| （アウトプット指標） |
| （アウトカム指標） |
| （インパクト指標） |
| （インパクトの算定根拠） |
| 想定されるネガティブ効果 |
| （ネガティブ効果の種類） |
| （対応策） |
| プロジェクトを通じて実現を目指す目標 |
|  |
| 発行体・借り手/支援対象事業者の戦略における上記目標の位置づけ |
|  |
| プロジェクトの評価・選定のプロセス |
|  |
| 調達資金の管理方法 |
| ※調達資金の管理方法と、その管理に対する内部統制の仕組みを記載してください。 |
| レポーティング |
|  |
| 外部レビューの付与状況 |
| ※付与した外部レビューを添付書類として提出してください。  （外部レビュー機関）  （外部レビューの種類） |
| ソーシャルファイナンスを発行/調達した動機と今後のソーシャルファイナンスの発行/調達の展望 |
|  |

注　本報告シートの記載項目は都において公表する可能性がありますが、機密事項に該当する情報が含まれる場合は個別にご相談ください。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名：  　責任者名 ：  担当者名 ：  ＴＥＬ：  E-mail： |